

平成二十一年十月に任命された中央社会保険医療協議会委員の選定に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月十七日

西島英利

参議院議長 江田五月殿

平成二十一年十月に任命された中央社会保険医療協議会委員の選定に関する質問主意書

一 中央社会保険医療協議会法第三条第一項第二号にいう「医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員」とは、どのような委員を指すと考えているのか。政府の見解を明らかにされたい。

二 中央社会保険医療協議会法第三条第五項に「厚生労働大臣は、第一項（中略）第二号に掲げる委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。」とあるが、同大臣は今般の委員選定に当たり、いかなる者のいかなる意見にいかなる配慮をしたのか、または、しなかつたのかその事実を明らかにされたい。

右質問する。

